

浄化槽を正しく使って 我が家から川をきれいに



たまった汚泥

消毒薬

年1回以上

清掃

たまった汚泥※や
固形物の引抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった
微生物など

浄化槽使用者の

3つの義務

年3～4回※

保守点検

装置の点検・調整
消毒薬の補充など

※浄化槽の処理方式・人槽により
決まっています

毎年1回

法定検査

浄化槽機能の
総合診断

**法定検査を受けなくてよいという業者は
悪質な業者です。気を付けましょう。**

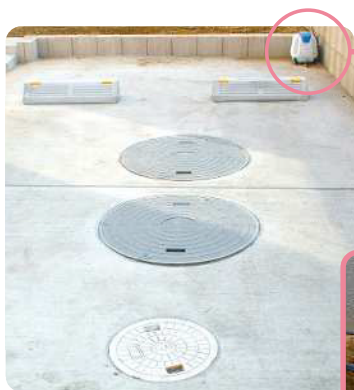
浄化槽 維持管理 Q & A



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

Q 水洗トイレを使用しています。
下水道に接続されているのでは
ないのですか。

A 水洗トイレ=下水道ではありません。浄
化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホー
ルと送風機があります。



▲マンホール



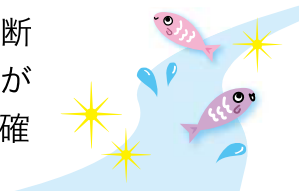
▲送風機

Q 年1回以上必ず清掃する
必要はありますか。

A 浄化槽にたまった汚泥は、長期間放置す
ると底部に固まったり、浄化槽の内部を破
損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲
が不衛生な環境になります。また、取り除く
のに多額の費用を要することがあります。

Q 法定検査は何のために
行うのですか。

A 法定検査とは、総合
的に浄化槽の機能診断
を行い、最終的に水が
きれいになったことを確
認する検査です。



Q ○○会社をお願いしているのは
法定検査ではないのですか。

A 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を
委託(依頼)している事業者とは異なります。
お住まいの地域では(一社)埼玉県浄化槽
協会が指定されています。

なお、保守点検業者が検査のお申込み
や採水を代行する制度もあります。詳細は
(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせ
ください。

Q 法定検査の料金は
いくらかりますか。

A 一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。

※消費税はかかりません。

※11人槽以上の場合は料金が異なります。(一社)埼玉
県浄化槽協会にお問い合わせください。